

生徒指導規程

江田島市立三高小学校

【目的】

この生徒指導規程は、小学校生活において社会生活の基礎を学ぶ上で、お互いの人格を尊重し、規律を重んじる態度を育てていくために定めたものである。児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めている。

1 学校生活に関わること

○登校

- ① 7時30分から、8時00分までに登校し、準備をして教室に入っておく。(始業8時05分)
- ② 忘れ物をしても原則として、家に取りに戻らない。
- ③ 欠席・遅刻・早退する場合は、7時30分から8時05分までに、保護者が学校に連絡をする。

○下校

- ① 用事がないものは速やかに下校する。
- ② 担任がいる場合のみ、放課後残って学習や作業等を行ってもよい。
- ③ 下校時刻が遅くなる場合は、担任が保護者に連絡をする。

※正門以外からの学校への出入りは禁止とする。(裏門は、職員の車の出入りがあるため)

○服装・髪型・装飾

① 登下校の服装について

| | |
|--------------|--|
| 自由服 | ○自由服は、学習の場にふさわしい、活動がしやすい服装とし、華美にならないようにする。また、肌が過度に露出しないものを着用する。 (上着を室内でも着用する際は、前を閉めて着用する。フードがついた服で外遊びをしない。) |
| 体育・ 体育朝会 | ○男女とも体操服、赤白帽子を着用する。(冬は防寒着を着用してもよい。) ○体育の時間までに運動着に着替え、体育が終わったら普段着に着替える。 |
| 靴 | ○運動しやすい靴を着用する。(くるぶしが隠れるものは不可) ○体育館シューズは白とする。(体育館床の保護のため) |
| 靴下 | ○自由とする。 |
| 通学かばん | ○基本的にランドセルとする。場合によってリュックサックでもよい。 |
| その他 (衣替え) | ○季節に応じて健康に留意した服装をする。 例 夏・・・日よけ用の帽子、冬・・・防寒着、手袋、ネックウォーマー等 ※ただし、耳あて、フード付きの防寒具は、周りの音が聞こえにくくなるため推奨しない。 |
| 髪型 | ○前髪が目にかからない長さとする。 ○髪が肩にかかる場合は、髪を結ぶ。 ○髪留めやゴムは華美にならないものを使用する。 ○染色、脱色、パーマ、剃りこみ等、小学生にふさわしくない髪型にしない。 |

②装飾について

- ・防犯ブザーは、ランドセルに必ずつける。
- ・バスの定期券や反射材は、ランドセルにつけてもよい。
- ・学習にふさわしくない装飾類や安全上必要ないものは身に付けない。

例

- ◆キーホルダー，マスコットキャラクター，御守り
- ◆マニキュアなどの爪への装飾，ミサガなどの手足への装飾
- ◆耳などへのピアスの着用，首や手などへの香水

※違反があった場合は，児童本人に指導後，保護者に連絡をし，指導内容を伝える。

2 校内での過ごし方

○特別教室の使い方

- ・特別教室（図書室以外）・作業室には，用事がないときは入室しない。
※用事があるときは，担任が同行して入室する。
- ・職員室や他学年の教室に入室する場合は，学年・名前・用件を言って入る。
- ・廊下等ソファは利用してもよいが，シューズで上がったり，飛び跳ねたりしない。
- ・螺旋階段やベランダから身を乗り出さない。（傍に台などは置かない）

○休み時間の使い方

- ・雨の日は，基本的に教室で静かに過ごす。
- ・希望者は，先生同伴で体育館を使用してもよい。
- ・休み時間以外で休憩をする場合は，他学年の学習の妨げにならないよう配慮する。

○運動場の使い方

- ・体育館裏や西校舎の裏は遊び場にしない。（職員室から死角になるところで遊ばない。）
- ・正面玄関前や南門付近の，車の出入りの多いところでは遊ばない。
- ・一部の児童だけで，運動場の大部分を使う遊び（サッカー等）をしない。
- ・危険な遊びはしない。（棒などを振り回す等）
- ・自転車は，旧給食センター車庫内に並べて止める。
- ・校内で飲食はしない。

3 持ち物

- ・自分の持ち物には，名前を書く。（学用品，水筒，靴，上履き，赤白帽子，体操服，傘等）
- ・学習に必要なもの以外は，原則，学校に持ってこない。

○学用品

- ・飾りの付いた学習に不必要な文房具の使用は禁止する。
- ・1・2年生は鉛筆，赤，青の色鉛筆を使用する。
- ・3～6年生は鉛筆，赤，青の色鉛筆（同色のボールペンも可）を使用する。
- ・どの学年もシャーペンを使用しない

○水筒

- ①容器 ・壊れにくい，ひもの付いた水筒を使用する。
- ②中身 ・お茶，水を入れる。 ※夏季（5月～9月）は，スポーツドリンクも可。
・自分の持参したものを飲む。（友達や兄弟姉妹からは，もらわない）

○携帯電話

- ・原則として、携帯電話は学校には持ってこない。
- ・どうしても必要な場合は、学校長に届け出をして了解を受ける。尚、学習時間帯は学校で保管をする。

○置き傘

- ・必要であれば、置き傘をしてもよい。
(必ず名前を書き、正面玄関の傘立てに置く。学期末、学年末は必ず持って帰る。)

4 校外での生活に関わること

○外出

- ・外出の際には、行き先、目的、帰宅時間を必ず家の人に伝える。
- ・児童だけで、校区外には行かない。(保護者同伴を原則とする)
- ・ショッピングセンター、ゲームセンター、カラオケ、飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。
- ・海や川で泳いだり、遊んだりするときは、保護者同伴とする。

○帰宅時間

- ・市内放送の時間を聞き、帰宅する。
4月～9月末までは6時00分、10月～3月末までは5時00分

○安全

①交通規則の遵守

- ・自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。
- ・交通量の多い道や急な坂道、狭い道など危険な道路では自転車に乗らない。
- ・公道での自転車の使用は、3年生以上(4月に実施する自転車安全教室後)であれば乗ってもよい。
1～2年生は、保護者同伴で乗る。

②危険な場所

- ・日が沈み暗くなってから一人歩きはしない。
- ・工事中、建設現場、空き家等危険な場所や他人の土地には入らない。

○その他

- ・児童同士で、お金の貸し借りはしない。
- ・保護者の許可なく、物を譲ったり、譲られたりしない。
- ・保護者不在の場合、友達の家にあがってはいけない。
- ・空気銃など、人を傷つけてしまうような危険なものでは遊ばない。

5 特別な指導に関わること

①問題行動

※次のような問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------|----------|-----------|
| ・窃盗、万引き | ・盗難、紛失 | ・威圧、強要行為 | ・建築物、器物破損 |
| ・落書き | ・飲酒、喫煙、法律で規制している薬物の使用 | | |
| ・いじめ、暴力(携帯電話インターネット等による言葉の暴力悪口などを含む) | | | |
| ・その他、法令、法規に違反する行為 | | | |

②本校のきまりなどに従わない行為があったとき

- ・指導に従わない、暴言・暴力等が見られた場合
- ・その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為が見られた場合

○「生徒指導規程」に違反する行動があった場合、次のような取組(特別な指導)を行います。

| 問題行動の種別 | 指導内容 |
|---|---|
| 【触法行為】 ・暴力行為 ・喫煙 ・飲酒 ・器物破損 ・万引き ・深夜徘徊 ・その他(火遊びなど) | ○事実確認 ○学校面談【保護者・担任・生徒指導主事・管理職】 ○謝罪【本人及び保護者で被害者へ謝罪】 ○個別指導【反省指導】 ○継続指導【その日の学校生活の反省を報告する(1週間)】 ※関係児童も指導 ※触法行為は警察に連絡 ※故意による器物破損の弁償については保護者負担 |
| 【いじめ】 | ○事実確認 ○学校面談【保護者・担任・生徒指導主事・管理職】 ○謝罪【本人及び保護者で被害者へ謝罪】 ○個別指導【反省指導】 ○継続指導【その日の学校生活の反省を報告する(1週間)】 【被害児童に対して】 ・家庭訪問などを行い、学校は全力で被害児童を守る態度を示す。 ・「被害児童にもいじめられる要素がある」という考えではなく、どのように解決していくか、児童や保護者の思いを受けとめる。 ・まわりの児童との関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行う。 ・継続的な教育相談などのフォローの体制を取り、組織的に取り組みを行う。 【加害児童に対して】 ・被害児童の立場に立って毅然とした対応を基本とする。 ・いじめは、絶対に許されることではないことや相手のことを考えられる人間に成長していくことの大切さを指導する。 |
| 【授業規律】 ・立ち歩き ・暴言 ・おしゃべり | ○事実確認 ○個別指導【反省指導】 ○状況によって、保護者に連絡または面談 ○継続指導【その日の学校生活の反省を報告する(1週間)】 |
| 【持参物】 ・不要物(学習に必要なもの) | ○1回目 その場で指導し、一時預かり後に放課後返却 ○2回目 その場で指導し、一時預かり後学期末に返却(保護者連絡) |

- ・指導は別室で行い、その後、担任、生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
- ・必ず複数の教職員が指導に当たり、時系列で記録する。
- ・指導した児童のその後の様子を十分観察し、心のケアを図る。

付則 この規程は令和6年4月1日から施行する。